



環境省報道発表

令和7年6月30日（月）

「水質基準に関する省令の一部を改正する省令」及び 「水道法施行規則の一部を改正する省令」の公布等について

1. 環境省は、ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）について、水道水の水質基準を設定するため、本日、関係する省令を公布しました。
これにより、令和8年4月から、水道事業者等に対して、PFOS 及び PFOA に関する水質検査の実施及び基準を遵守する義務が新たに課されます。
2. また、公共用水域等における PFOS 及び PFOA について、「指針値（暫定）」に代え、「指針値」を設定しました。
3. あわせて、本改正案等に対する意見募集の結果をお知らせします。

【添付資料】

- ・ 別添 1 水質基準に関する省令の一部を改正する省令
- ・ 別添 2 水道法施行規則の一部を改正する省令

※ 添付資料は以下の URL より御参照ください。

https://www.env.go.jp/press/press_00075.html

＜詳細は次ページ以降＞

内容についての問合せ先
環境省水・大気環境局環境管理課
水道水質・衛生管理室
代 表：03-3581-3351
直 通：03-5521-8300
室 長：柳田 貴広
室長補佐：武田 弘尚

環境省水・大気環境局環境管理課
有機フッ素化合物対策室
直 通：03-5521-8313
室 長：吉崎 仁志
室長補佐：築山 直弘

■ 改正の経緯

有機フッ素化合物である PFOS 及び PFOA については、令和 2 年から水道水における水質管理目標設定項目に位置付け、暫定目標値（PFOS 及び PFOA の合算値で 50 ng/L 以下）を設定するとともに、公共用水域・地下水についても、要監視項目に指定し、PFOS 及び PFOA の合計値で 50 ng/L という指針値（暫定）を設定しました。令和 6 年 6 月に内閣府食品安全委員会が有機フッ素化合物（PFAS）に係る食品健康影響評価を取りまとめたことを踏まえ、PFOS 及び PFOA の取扱い等について検討を進め、令和 7 年 5 月 8 日に、中央環境審議会において「水道における水質基準等の見直しについて（第 1 次答申）」及び「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについて（第 7 次答申）」が答申されたことから、この内容を踏まえ、今般、下記の対応をいたしました。

■ 改正の内容

（１）水道水における PFOS 及び PFOA に関する改正等の内容（別添 1、2 参照）

- ① 水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）について、PFOS 及び PFOA に係る基準を以下のとおり、新たに設定しました。

項目	基準値
ペルフルオロ（オクタン—1—スルホン酸） （別名 P F O S）及びペルフルオロオクタ ン酸（別名 P F O A）	0.00005mg/L※以下であること。

※0.00005mg/L = 50ng/L

- ② 水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）について、PFOS 及び PFOA の検査の回数はおおむね 3 か月に 1 回以上を基本とするなど、所要の改正を行いました。

- ③ ①及び②の施行日：令和 8 年 4 月 1 日（水）

また、今般の改正に関連する通知を発出しました。

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/mizukokudo_watersupply_tk_000001_00059.html

（２）公共用水域・地下水における PFOS 及び PFOA に関する改正の内容

公共用水域・地下水における PFOS 及び PFOA に関する指針値として、PFOS 及び PFOA の合計値で 50ng/L と設定し、関連する通知を発出しました。

<https://www.env.go.jp/water/pfas.html>

■ 意見募集の実施結果

令和 7 年 2 月 26 日（水）から同年 3 月 27 日（木）まで、本改正案等に対する意見募集（パブリックコメント）を実施した結果、2,734 件の御意見がありました。

実施結果については、下記ページに掲載の「「水道における水質基準等の見直しについて（第 1 次報告案）」及び「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについて（第 7 次報告案）」等に関する意見の募集（パブリックコメント）の実施結果について」を御参照ください。

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=195240120&Mode=1>